

会議録

会議の名称	平成30年度 第1回 入札不正行為排除・防止検証委員会
開催日時	平成30年10月9日（火）午後5時から午後7時まで
開催場所	別館4階 第4委員会室
出席者	山本会長 水本副会長 井上委員 泉水委員 松島委員
欠席者	なし
案件名	1 会長及び副会長の選任について 2 入札不正行為排除・防止検証委員会の運営について 3 諮問 「入札関係不正行為排除・未然防止対策について」 4 事件の経過と組織・制度の課題について
提出された資料等の名称	1 名簿（入札不正行為排除・防止検証委員会委員） 2 枚方市附属機関条例（抜粋） 3 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 4 枚方市情報公開条例 5 傍聴取扱要領（案） 6 H30.6.12全員協議会資料 7 検討委員会報告書 8 枚方市入札・契約制度の概要 9 対象工事の入札結果情報 10 建設工事の施行関係決裁手続等の運用基準
決定事項	引き続き、事件の経過と組織・制度の課題に対する検証・分析を行う。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1人
所管部署 （事務局）	総務部 人事課

審 議 内 容

事 務 局：本日は、公私ご多用のところ、御出席をいただき、ありがとうございます。第1
回入札不正行為排除・防止検証委員会を開催いたします。会長が決まりますまで
の間、総務部人事課の岡川が進行役を務めさせていただきます。

それでは、まず、委員の紹介をさせていただきます。資料1の入札不正行為排除・
防止検証委員会委員名簿を御覧いただきたいと存じます。お一人ずつ、お名前を
御紹介いたしますので、委員の皆様には、一言御挨拶をいただければと存じます。

(事務局委員紹介・委員挨拶)

事 務 局：次に若干のお時間を頂戴しまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

事 務 局：では審議に入ります前に、まず、定足数の確認について事務局から御報告いたし
ます。本日は委員5名中、5名の委員に御出席をいただいておりますので、過半数を超え
ておりますので、会議が成立していることを報告させていただきます。

続きまして、本委員会の会長の選出をお願いしたいと存じます。資料2の1ペー
ジでございます、枚方市附属機関条例第4条第2項の規定に基づきまして、会長
は委員の互選により選出していただくことになっておりますが、御意見などがご
ざいましたらよろしく願いいたします。

水本委員：大阪弁護士会から御推薦のお2人の弁護士の先生のうち、御経験や経歴等を考慮
して、山本先生をお願いしてはどうでしょうか。

事 務 局：水本委員から御発言がございましたが、他の委員の皆様は、いかがでしょうか。

(委員異議なし)

事 務 局：ありがとうございます。委員の皆様から、山本委員を会長にとのお声がございま
したので、山本委員、お引き受けいただけますでしょうか。

山本委員：お受けいたします。よろしく願いいたします。

事 務 局：ありがとうございます。それでは、会長は、山本委員をお願いしたいと存じます。
それでは今後の進行につきましては、山本会長に引き継がさせていただきます。

山本会長：はい、ただいま会長を仰せつかりましたが、皆さんの御協力のもと、審議を円滑
に進行してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。それでは、
次に副会長の選出に移らせていただきます。先ほどと同じく条例第4条第2項に
おきまして、副会長については、委員の互選によって定めるか、あるいは、会長
が必要と認めるときは、その指名により定めることができるとされております。
私としましては、副会長は、行政機関での実務経験があり、公共政策及び契約制
度に見識が深い水本委員をお願いしたいと思っておりますが、委員の皆さん、いかがで
しょうか。

(委員異議なし)

山本会長：ありがとうございます。委員の皆さんから御了承をいただきましたので、水本委
員、お引き受けいただけますでしょうか。

水本委員：お引き受けいたします。

山本会長：ありがとうございます。それでは、副会長につきましては、水本委員にお願
いしたいと思います。

それでは、案件2の入札不正行為排除・防止検証委員会の運営についてを議題にしたいと思います。これは委員会を公開とするか、非公開とするか、つまり傍聴を認めるかどうかに関して決定しておくことだと思います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局：本委員会の運営方法につきまして、資料2の枚方市附属機関条例の2ページ第6条及び資料3の枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程の2ページ第3条を御覧いただきたいと存じます。審議会の会議の公開につきましては、同規程におきまして、原則として公開することとされています。その上で、同規定第3条第1項2号におきまして、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議、又、同3号におきまして、公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議等に限って非公開とすることができることとされています。会議の公開、非公開の決定につきましては、次の項目、同規程第3条第2項によりまして、委員会において行っていただくこととなっております。

山本会長：ありがとうございました。私といたしましては、本審議会の趣旨に照らしますと、非公開とする理由は見出しにくいかと思いますので、基本的には公開でよいかと思っています。委員の皆さんのお考えはいかがでしょうか。

(委員異議なし)

山本会長：はい、ありがとうございます。では、これより、会議については公開といたします。会議の中で、非公開情報を取り扱うなど、公開での審議が難しいと思われる場合が出てきたときは、その都度、委員の皆さんにお諮りしてまいりたいと思います。なお、傍聴の手続等につきましては、事務局においてあらかじめ資料5の傍聴取扱要領(案)を作成してくれているようで、内容的には必要な事項は十分に書かれていると思いますので、これにより取り扱いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(委員異議なし)

山本会長：ありがとうございます。委員会の会議録の取扱いについては、どのようになっていますでしょうか。

事務局：委員会の会議録につきましては、先ほどもご覧いただいた、資料3の4ページの枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第6条におきまして、これを作成することが義務付けられており、その記載内容につきましても、同条第3項において定まっています。また、同条第4項において、会議録の内容は発言内容を逐語的に記載することとなっており、発言者の氏名も明記させていただくこととなります。

山本会長：分かりました。会議録の作成については、それをお願いします。それでは、案件3に入りたいと思います。まず、市長から諮問をお受けしたいと思います。

(市長からの諮問)

山本会長：ただいま諮問がありました入札関係不正行為排除・未然防止対策について、今後、審議・議論を進めていくにあたりましては、事件の経過や現行の契約制度について、その内容を押さえておく必要があると思いますので、案件4の事件の経過と

組織・制度の課題についての聴取を行いたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

山本会長：それでは、ただいま聴取しました、事件の経過や契約制度について、御質問や御意見などがありましたら、お願いしたいと思いますが、説明が多岐に渡っていたため、事件の経過、庁内委員会における取組みの報告、契約制度の3つのテーマに分けてお伺いしたいと思います。なお、刑事事件自体は公判も未定ということで、おそらくこの委員会の間に判決が確定することはないと思われしますので、事実関係の確定には制限があるという前提にはなると思います。その中で、まずは事件の経過について、御質問や御意見がありましたらお願いします。

井上委員：「先代から続いている」という話がありましたが、起訴されている事件以外で同じようなことがあるか、調査されているのですか。

事務局：今回の事件以前に本人に関わる談合の疑義情報が寄せられており、緊急対応会議や入札監視員による審査を行い、寄せられた情報だけでは談合の疑義は認められないということで、警察と公正取引委員会に情報提供して終了しました。

水本副会長：それは談合を持ちかけられた業者からの情報ではなく、別途提供された情報ですか。

事務局：そうです。

井上委員：本人が先代のときから不正をやっていると話をしているとのことでしたが。

事務局：被告人の先代の時代から元職員との付き合いがあり、強引に言われて断れなかったという発言があったということです。誤解を招くような表現がありましたことをお詫びします。

井上委員：意見として、他にもこのようなことがあれば調査して、市に損害が生じているのであれば、全ての案件について損害賠償を行っていくべきであると考えます。

泉水委員：談合情報はどのような経路でもたらされたのですか。

事務局：当該職員の、今回の件とは違った相手方との関係について、匿名で文書が寄せられました。

松島委員：内部の職員からの可能性もあるのですか。

事務局：それは分かりません。

水本副会長：いわゆる官製談合というものですか。業者間の談合の調整に職員が入ったのではなく、職員がリードしていたということでしょうか。しかし、今回のように、業者に金額を教えていたということであれば、談合とは別の問題ではないのですか。

泉水委員：官製談合防止法との関係では、入札談合とは関係ない今回のような価格情報の提供等の関与も含まれます。

水本副会長：資料6の4ページの新聞記事で、他の7社は予定価格を超える金額で失格になったとありますが、これは事実ですか。

山本会長：今回何件か対象となった取引があつて、それぞれの開札の結果等は公表されていますよね。それを各委員にお配りいただきたいです。確認ですが、その職員がどういうきっかけでその情報を知り得たのかは調査されているのですか。

事務局：5月18日の逮捕の案件については、元職員が担当していない工事の情報が漏洩したのですが、どのように知り得たのかは特定できておりません。

山本会長：知ることができる状態にはあったということですね。

事務局：資料の6の参考資料7にあるとおり、元職員は平成28年度は工事監理課に所属しており、契約する部署と同じ部屋で仕事をしていました。

水本副会長：対象となっている全ての工事についてこの職員は決裁関係者でなかったということですか。

事務局：工事監理課は工事検査をする部署ですので、建築の工事について検査をする立場にありました。発注する段階で設計審査を行っていますが、その段階では金入りの設計書は決裁上は付けないので、金額を知り得ることはありません。

泉水委員：契約課が枚方市の全工事の設計金額、予定価格について把握されていて、本来は工事監理課は契約課と別なので見ることはできないはずですが、平成28年度までは両課が1つのフロアにあったから見ることはできたかもしれないということですか。

井上委員：資料7の1ページに保釈要件抵触の恐れもあることから接見は叶わずとありますが、向こうがこちらと会うことを拒否したということですか。

事務局：そうです。

井上委員：調査に協力しないのは問題ですから、検察庁を通じて被告人は調査に協力しないということをお願いするべきであると思います。市としては、前の事件も含めて、本人から直接話を聞いて調査する必要がありますので。

事務局：捜査の段階でも全て否認しているとのことですので、市で追及するというのはどこまでできるのかというところもあります。

井上委員：相手の社長は認めているのであれば、その刑事記録を取ったり事情聴取する方法もあります。

山本会長：この委員会としても、事実確認をある程度進めていかないといけませんので、断られたとしてもそれを記録に残す必要もありますので、改めて説明の機会を求めていきたいと思います。事実経過の質問があれば後でいただくということで、続きまして、庁内委員会における取組みの報告につきまして、御質問・御意見がありましたらお願いします。

水本副会長：資料7の4ページの⑤ですが、定期的な人事異動のルールはあるのですか。

事務局：明確なルールはありません。

水本副会長：⑥についても、今回についてはそのような兆しがなかったということですか。何となくおかしいなということですか。

事務局：平成27年度に談合疑義情報が寄せられていましたが、市の独自の調査では談合の事実までは掴めなかったという状況です。

水本副会長：5ページの(2)で機密情報は鍵のあるところに保管するというルールにはなっていたのですか。

事務局：紙文書についてはルールはありましたが、電磁的記録についてはルールがなかったという状況です。

山本会長：そのルールについて何か資料がありますか。

事務局：用意させていただきます。

泉水委員：5ページの機密情報の管理の①の取組みの方向性において、工事設計金額が概ね確定するときから契約をするまでの間とあるが、これは一番大事なところで、工事設計金額が確定して、予定価格が決まってからは大変センシティブな情報なので、しっかりと管理しないといけません。これについてどのようなルールがあるのですか。また、②の情報の保管方法で、財務会計システムの中に確定した設計金額が誰でも見ることができる状態に入っていたのですか。さらに、6ページの取組みの方向性の中で、庁内組織メールにて送付している契約締結依頼様式に価格情報が記載されているとありますが、これは設計する際に積み上げていく個々の金額ですか。どの段階の価格の情報が入っていたのですか。

事務局：財務会計システムにつきましては、工事担当課で設計が終わりまして、契約課に入札手続の依頼をするときに入力しますので、設計金額が確定した後、契約を締結する前の状態に入っているということになります。

水本副会長：誰でも見ることができるのですか。

事務局：同じ課の職員であれば見ることができます。契約を締結するまでの間の取扱いのルールは、工事関係の図書についての取扱いの基準の内規がありますので、そこで定まっています。

泉水委員：メールに価格情報がというのは設計金額が確定する前の段階ですか。

事務局：設計金額が確定した状態で、メールが送られてきます。それに基づいて契約課で最低制限価格を算出します。

水本副会長：それは財務会計システムの入力ではなくて、別にメールに送る必要があるということですか。

事務局：システムの中にも同じ金額が入っていますが、メールで工事手続依頼書のやり取りをしています。それに基づき発注条件の設定を行っています。

山本会長：財務会計システムで金額が共有できるというのは、同じ課ということですよね。平成28年度であれば本人は契約課とは違うので、財務会計システムでは見られないということになりますよね。次に、組織内にメールを送信しているとのことですが、その組織の中でどの範囲が見ることができるのですか。

事務局：課単位で、組織宛にきたメールは全員見ることができるという状況です。

山本会長：資料7の4ページに不正行為の兆しを見逃さない組織風土とありますが、内部通報制度の利用実績はどうなっていますか。

事務局：ほとんどないのが実態です。本件についてもこれにはかかりませんでした。

山本会長：あまり浸透していないということですか。

事務局：人材育成部会の報告書で課題に挙げられていますが、制度はあるが職員には浸透していなかったというところかと思えます。

山本会長：通報者の範囲は職員と取引事業者ということですか。いずれからも上がってこないのですか。

事務局：業者からは談合情報ということで契約課に上がってくるものが多数です。窓口があちらこちらにあるということも課題です。

山本会長：市の窓口と外部弁護士の窓口と2つ準備されているということでもいいですか。

事務局：はい。

松島委員：2点お聞きしたいのですが、1点目は人材育成の方ですが、なぜ職員がそのようなことをするようになったかを考えると、不満を持っているとか、やりがいがないとか、そういうところもあると思うので、職に対するやりがいを醸成するような育成の取組みが含まれていてもいいのかなと思うのですが、そういった方向性はないのでしょうか。2点目は入札・契約制度改革についての取組みの方向性ですが、検討する必要があるということで終わっていて、検討してどうするのかというところまで書かれていないんですが、この委員会としては、検討してくださいとえばいいのか、この方向でしなさいとまで言うべきなのか、後者であれば、これだけでは判断しかねる部分がたくさんあるので、近隣の市町村や府の事例ですとか、どういった制度で行っていきというものの整理が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：1点目につきまして、そういう方向に走らないやりがいが公務にあればという視点もあるかと思しますので、それを人材育成の方針に盛り込むべきということで答申に入れていただきましたら、市として具体的に取組みとして実践していくことは可能かと思えます。2点目につきまして、具体的にどういったことをというところまでの御提言もいただくことで、最終的な本市として再発防止の形をつくっていきたいと考えています。

松島委員：そうでしたら、関連する事業の中での他の落札価格がどうであるとか、入札方法の違いによって落札率がどう違うであるとか、そういった情報がないと、安直にこちらがいいとはいえないと思うので、整理をいただければと思います。

事務局：関連情報の整理につきましても進めてまいります。

水本副会長：市でされた検討というのはこれで終わりということですか。このあと、具体的にどうするというところを出されることは考えておられないのでしょうか。

事務局：報告書としてはこれで取りまとめりましたが、内部的にこういう検討をもう少し進めるべきというように本委員会から御指摘をいただきましたら、庁内委員会としてもそういった視点での検討も進めるということは必要と考えております。ここで、資料6の全員協議会資料の12ページの5件の工事の当時の入札結果情報をお配りさせていただきます。予定価格以下最低制限価格までの範囲内で落札者が決まるということで、その中で太平洋建設が落札となっております。失格につきましては、最低制限金額を下回った入札であったためです。

山本会長：入札監視員が定期的に入札結果を確認されていると思いますが、今回のように最低制限価格に極めて近い点はなかなかチェックされないものではないでしょうか。

事務局：年間に数件ありますが、その要因であったり、そういった質問はされています。最低制限金額に近いというだけでは談合があったとは言いきれませんので、今後も業者を含めて注視していくことで処理されています。

山本会長：この5件についても検討はされたのですか。

水本副会長：ピックアップされていない場合もあるでしょう。検討された事案はどれかを教えていただければと思います。

山本会長：今後の制度改革の中でもそこは1つのポイントになってくるかもしれませんの

で、資料提供をお願いします。

泉水委員：談合情報が提供されたものでも入札監視員による審査はされていないのでしょうか。元職員の名前のみで相手方の業者の名前が出ていなければ、抽出するのは難しいかもしれませんが。

事務局：談合情報として別の業者名が出ている案件がありましたが、その業者の過去の入札結果等の情報を提供しまして、審査を行っていただいたこともあります。

水本副会長：1件は最低制限金額ぎりぎりということですが、それは審査されなかったんですか。

事務局：何件かは審査の対象になっていたと思います。なお、入札監視委員は、組織ではなく、委員個人として意見聴取し、審査するという制度です。談合があったと認定されるというような、会として集約された意見ではありません。

山本会長：年に何回か集まって提出された記録をチェックするというイメージですか。

事務局：3か月に1回定期的に意見聴取を実施し、その間に行われた入札結果を全て資料提供し、その中から抽出していただいて意見をいただいています。その他にも入札談合の審査の意見聴取についても行っていただいています。

山本会長：次に契約制度について御質問・御意見がありましたらお願いします。

松島委員：資料8の8ページの入札方式についてお伺いしたいのですが、工事希望型がほとんどで、65%という説明がありましたが、それは件数ベースということですか。公募型の総合評価の実績はないのですか。また、公募型の入札対象の部分を読むと曖昧なところがあるのですが、実際の運用はどのようにされているのですか。

事務局：65%というのは平成29年度の件数ベースです。総合評価は委託業務について適用しており、主に総合ビル管理、窓口業務、清掃業務について適用しています。工事についての実績はございません。

松島委員：落札者や失格となっている業者の数が違うということが分かれば、選び方も提言に盛り込めるかなと考えていますので。例えばこの表で言うと上に行けば行くほど面倒な手続があるのでやりたがらないものが多いと思います。工事に総合評価は入れていないということであれば、基本的には価格のみの評価ということですね。そうすると、あまり差はないのかもしれません。

山本会長：資料7の7ページの入札・契約制度についての①の予定価格等の公表時期の見直しの取組みの方向性で、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に鑑みて慎重な検討が必要という説明をされていましたが、その趣旨を説明していただけますか。

事務局：価格の公表は過去は事後公表としており、国の方針に従っていったん事前公表になり、現在また事後公表の動きがあるというところで、国から指針であったり要請を受けているところです。隠すから探る動きが出てくるので、事前公表をということで、事前公表の可能性について御意見をいただけたらというところです。

水本副会長：自治体が一斉に事前公表を始めたが、積算能力のない質の悪い業者が入ってくるということで事後公表にしましょうということになって、事後公表にすると漏洩や談合があったりするので、それを防ぐために一般競争入札の範囲を広げるとか、電子入札にするといった経過があったので、そういった資料を先生方に見て

いただきたらと思います。電子入札の熟度によってどれだけ談合を防げるかというところですが、大阪府であれば、開札まで誰が入札したのか分からないようになっていきます。金額も暗号化されていて分からないと聞いています。電子入札でどれだけ改善したかという資料を作っていただきたいです。電子入札で防げるところは手をつけなくていいわけですから。電子入札があるのに漏れているところはやめなければならないでしょうし、電子入札で防げないところは真剣に考えないといけない。どういうことができているのかは自治体によって違いますので、そこを整理していただきたいです。

事務局：電子入札の仕組みについて資料提供させていただきます。本市においても開札日が来るまでは金額がわからない状況です。

泉水委員：機密情報管理について他の自治体がどのようなになっているかを比較していただいた方がいいのではないのでしょうか。設計金額が確定した後の情報管理は結構センシティブな問題で、制度改正をしたところもありますので、細かく調べていただいた方がいいかと思います。

水本副会長：入札方式の工事希望型のところで、準市内業者やその他業者も含めて対象としますとありますが、何か基準はあるのですか。

事務局：市内業者優先ではありますが、業種によりましては市内業者が2社等少ないことがあり、そういった場合は含めることがあります。

水本副会長：ルールはないけれども3社以上であれば市内業者でということですか。

事務局：そうです。

松島委員：金額以外の評価を入れるという検討は難しいのでしょうか。予定価格は計算できるという前提に立ってどういったことをやるべきかというふうに動いていると思いますので、予定価格の計算を中央公契連モデルでやっているのはどこの自治体もそうなので、どこの業者もやろうと思ったらできますので、それを満たして、かつ、なるべく安いというのが市民のためにはいいと思うんですが、そこだけで決めるとなるとこういった問題が起こると思うので、質を評価できる、改まって総合評価制度とってしまうと大変ですが、個別の判断基準に入れることは可能だと思いますので、そういった方向性を検討してみてもどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：工事についても、国等も簡易型であったりとかでされていますので、それも参考にしながら、適用できるものについてはしていきたいと思っております。

泉水委員：総合評価は役務だけというのにびっくりしました。他の自治体は簡易型ですがもっと導入されていると思います。金額だけでなく、過去の実績や地域貢献も評価されるので、地元業者の育成という観点からももっと導入されているのかなど。

事務局：以前は簡易型の総合評価方式をやっていましたが、その検証結果を受けて、現在はやっていないという状況です。評価項目が簡易であり、総合評価的な分析になっているのかという議論があったように記憶しています。委託であれば障害者雇用ですとか、女性の雇用ですとかがありますが、工事については適用する項目が少なく、ほとんど価格で決まってしまうので、あまり意味がないのではないかとこのところだったと思います。

山本会長：入札の方式についても他の自治体等のデータを集めていただけますか。

事務局：機密情報管理のところで御説明させていただきました工事関係の図書についての取扱いの基準につきまして、配付させていただきます。

山本会長：終了予定時間になりましたので、本日の審議はここまでとさせていただきますが、事務局から、他に連絡事項はございませんか。

(事務局日程調整等)

山本会長：それでは、これをもちまして第1回入札不正行為排除・防止検証委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。